

実施要領

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 8 年 8 月 25 日

高岡市長 出町 譲

1 業務概要

(1) 業務名

高岡市観光データ分析・活用推進事業業務

(2) 業務内容

別紙「高岡市観光データ分析・活用推進事業業務委託仕様書」参照

(3) 発注課

産業振興部観光交流課

(4) 履行期限

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(5) 提案限度額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次の要件を全て満たす事業者とする。

(ア) 次のいずれかに該当する者であること。

- ・高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ・参加表明書等提出時点で名簿登載者でない者は、参加表明書等の提出期限までに入札参加資格審査申請を行った者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(ウ) 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(エ) 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社で

- ある場合を除く。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- イ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- （Ⅰ） 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （Ⅱ） 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- （Ⅲ） 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- （Ⅳ） 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ロ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ハ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ニ）組合の理事
- ホ）その他業務を執行する者であって、イ）からニ）までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (2) 複数の事業者が共同で応募する場合（共同企業体による応募）
- 共同企業体での参加を認める。その場合は、本要領 4 (1) (イ) と併せて、共同企業体協定書兼委任状（様式 1－2）を令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時までに提出すること。また、共同企業体の全参加者が本要領 2 (1) を満たすこと。

3 スケジュール

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間
実施要領の公表	令和 8 年 8 月 25 日（火）
質問書の受付期限	令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時
質問書の回答期限	令和 8 年 9 月 2 日（水）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時
参加資格確認審査結果通知期限	令和 8 年 9 月 10 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時
一次審査（書類審査）結果通知期限	令和 8 年 9 月 16 日（水）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 9 月 18 日（金）

選定結果の通知	令和8年9月下旬
契約締結	令和8年9月下旬

4 日程及び事務手続き

(1) 参加表明書について

(ア) 受付期間

令和8年8月25日（火）午前9時から令和8年9月9日（水）午後5時まで

(イ) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式1）

②会社概要書（様式2）

(ウ) 受付場所及び方法

観光交流課への持参又は郵送若しくは電子メールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は9月9日（水）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。
また、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(2) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和8年9月10日（木）までに電子メールで通知する。

(3) 質問書について

仕様書等に質疑のある場合は、指定した期間内に、「質問書（様式3）」を電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

(ア) 受付期間

令和8年8月25日（火）午前9時から

令和8年8月31日（月）午後5時まで

(イ) 受付場所

参加表明書に同じ

(ウ) 回答方法

質問書に対する回答は、質問者の法人名を伏せたうえ、高岡市ホームページへ公開し、個別回答は行いません。ただし、質問の内容によっては、回答しない場合もあるのでご留意ください。

(4) 提案書について

本要領4(2)で参加資格を満たしていると本市が認めた事業者は、次のとおり提案書等を提出してください。

(ア) 受付期間

令和8年9月14日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 受付場所及び方法

観光交流課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は9月14日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。また、收受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(ウ)提出書類

①提案書（任意様式） 7部

②見積書 2部（押印のある原本1部、業者名及び業者名の類推が可能となる内容の記載のない原本1部）

(エ)留意事項

①印刷物については、審査員に配布するため、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。ただし、7部のうち1部は事務局用とするため上記内容の記載のあるもので提出すること。

②提案書については、全15ページ以内とし、A4判（縦・片面印刷）に横書きで作成の上、部ごとにクリップ留めすること。また、図表等を除き、原則、文字サイズは11ポイント以上とすること。

③提案書等の書類は、原則返却しません。

④一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 一次審査（書類審査）について

参加希望者が3者を超える場合は、提案書をもとに一次審査を実施します。二次審査（プレゼンテーション審査）には一次審査通過者（上位3者）が参加します。

(6) 二次審査（プレゼンテーション審査）について

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

(ア)実施日時

令和8年9月18日（金）（時間及び場所は別途通知します。）

(イ)実施方法

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑回答10分）

(ウ)留意点

プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

プレゼンテーションに必要な資料を保存したパソコンは、参加事業者が用意すること。

（スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは市で準備します。）

(7) 選定方法・結果の通知について

(ア)受託候補者の選定方法

一次審査（書類審査）については提出書類、二次審査（プレゼンテーション審査）については提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添「高岡市観光データ分析・活用推進事業業務委託に関するプロポー

ザル評価基準」のとおりです。

(イ)最低基準点

一次審査（書類審査）については、合計 30 点のうち 15 点

二次審査（プレゼンテーション審査）については、合計 70 点のうち 40 点

(ウ)結果通知

一次審査（書類審査）の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を電子メールで通知します。二次審査（プレゼンテーション審査）の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知します。なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表します。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (6) その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

【提出先・問合せ先】

産業振興部観光交流課誘客促進係（担当者：二塚）

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町 101 御旅屋セリオ 5 階

TEL：0766-20-1304 FAX：0766-20-1496

e-mail：kankou@city.takaoka.lg.jp